

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年5月28日（火） 号外第53号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **教委規則** 鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則（3）（教育総務課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ **人委規則** 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（22）（給与課）・・・・・・・・・・ 3

教 育 委 員 会 規 則

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月28日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 次の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによって表彰する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>以外のもので教育、学術及び文化関係等の事業に尽すいし功労顕著なもの</p> <p>(4) 学校の生徒<u>又は</u>児童で<u>学業とともに励む活動等において特に他の模範と認められるもの</u></p>	<p>第1条 次の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによって表彰する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前各号</u>以外のもので教育、学術及び文化関係等の事業に尽すいし功労顕著なもの</p> <p>(4) 学校の生徒<u>及び</u>児童で<u>その篤行著しく学業成績優秀であり特に他の模範と認められるもの</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月28日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項並びに第16条の表第2号の2及び第10号において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合(次号アに掲げる場合を除く。)</td> <td>その都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖</td> <td>その都度必要と認める期間(イの場合に</td> </tr> </table>	略		(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合(次号アに掲げる場合を除く。)	その都度必要と認める期間	(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖	その都度必要と認める期間(イの場合に	<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項及び第16条の表第10号において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td> <td>その都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖</td> <td>その都度必要と認める期間(イの場合に</td> </tr> </table>	略		(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖	その都度必要と認める期間(イの場合に
略													
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合(次号アに掲げる場合を除く。)	その都度必要と認める期間												
(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖	その都度必要と認める期間(イの場合に												
略													
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖	その都度必要と認める期間(イの場合に												

<p>父母、孫若しくは兄弟姉妹（以下この号において「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下この号において「犯罪被害」という。）を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他人事委員会が認める行為を行う場合</p> <p>イ 心身の故障により勤務が著しく困難である場合（アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合（アに掲げる場合を除く。）</p>	<p>あつては一の犯罪被害について5日、ウの場合にあつては一の犯罪被害について5日（看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあつては、10日）を限度とする。）</p>	
略		略

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（介護をする職員等）</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次項並びに第15条の表第2号の2及び第10号において同じ。</u>）との間において事実上父母と同様の関係にあると</p>	<p>（介護をする職員等）</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次項及び第15条の表第10号において同じ。</u>）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び</p>

認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合 <u>(次号アに掲げる場合を除く。)</u>	その都度必要と認める期間
(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹(以下この号において「配偶者等」という。)が刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害(以下この号において「犯罪被害」という。)を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他人事委員会が認める行為を行う場合 イ 心身の故障により勤務が著しく困難である場合(アに掲げる場合を除く。) ウ 犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合(アに掲げる場合を除く。)	その都度必要と認める期間(イの場合にあつては一の犯罪被害について5日、ウの場合にあつては一の犯罪被害について5日(看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあつては、10日)を限度とする。)

職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
(2の2) 職員又は配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹(以下この号において「配偶者等」という。)が刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害(以下この号において「犯罪被害」という。)を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他人事委員会が認める行為を行う場合 イ 心身の故障により勤務が著しく困難である場合(アに掲げる場合を除く。) ウ 犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合(アに掲げる場合を除く。)	その都度必要と認める期間(イの場合にあつては一の犯罪被害について5日、ウの場合にあつては一の犯罪被害について5日(看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあつては、10日)を限度とする。)

く。)			
略		略	

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。